

廃棄者の皆様へ フロン類の適正処理を行わないで廃棄、放出した場合は(令和2年4月以降猶予期間無) 刑事罰の対象になります。即罰制です(猶予はされません)。

又、違法であることを知りながらフロン類を放出した場合には罰金以外に 管理者(責任者等)は懲役刑(1年以下)に処せられる場合もあります。

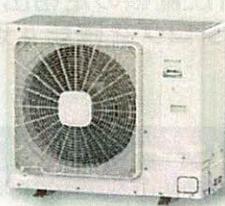
※大小を問わず全ての業務用エアコンは年4回以上漏洩点検(簡易点検簿)を行わなければなりません。

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により フロン類の回収が確認できない機器の 引取りは禁止されました。

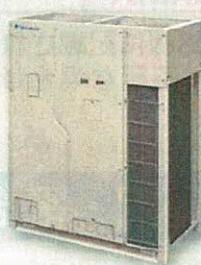
違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

対象となる機器

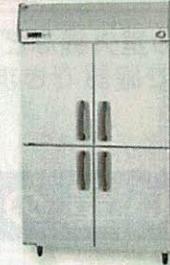
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース など

引取証明書(写し) でフロン類が回収済みであることを確認したとき

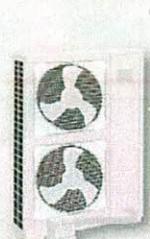
または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき

は引き取ることができます。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



ビル用パッケージエアコン
1台に含まれるフロンは約20kg

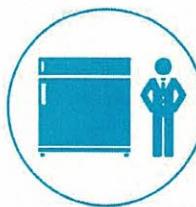
約50t-CO₂



レジ袋
約150万枚分



トラック
地球2.4周分



機器の使用に関する義務

- **機器の点検の実施** 全ての機器について簡易点検を実施。
- **漏えい防止措置／未修理の機器への冷媒充填*の禁止**
- **点検等の履歴の保存**

機器の点検・整備の履歴について機器毎に記録簿に記録、廃棄までの記録簿の保存

※1

機器の点検の実施について

- 全ての業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした簡易点検（年に4回）
(製品外観の目視確認などを簡易記録簿に記入・3年間保存)
- 一定規模以上の業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした定期点検
(専門家による点検) 法に基づく定期点検の対象及び点検頻度は下記の通りです。

機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力	定期点検の頻度
7.5kW以上の冷凍冷蔵機器	法定点検
50kW以上のエアコン	法定点検
7.5kW以上50kW未満のエアコン	法定点検

定期点検対象機器の確認は、冷凍空調機器の室外機などの銘板に記載された、「圧縮機の定格出力」や「電動機出力・圧縮機」、「呼称出力」などで確認できます。不明な場合は、カタログを確認するかメーカーに問い合わせして下さい。

※2

フロン類の漏えい量の算定・報告について

第一種フロン類充填回収業者から発行される充填証明書・回収証明書に基づき、下記算式で算定漏えい量を算定すること(事業者単位、事業所単位)が必要です。

$$\text{フロン類算定漏えい量(CO}_2\text{-t)} \\ = (\text{充填量(kg)} - \text{機器整備時の回収量(kg)}) \times \text{地球温暖化係数} \div 1,000$$

毎年度における算定漏えい量が1,000CO₂-t以上となった場合、翌年度の7月末日までに国(事業所管省庁)に報告することが必要です。

**フロン排出抑制法の義務に違反した者に対しては、
以下のような罰則があります。**

- フロン類をみだりに放出した場合……………1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 機器の使用・廃棄等に関する義務について、…50万円以下の罰金
都道府県知事の命令に違反した場合
- 算定漏えい量の未報告・虚偽報告の場合 … 10万円以下の過料

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課フロン対策室 [電話]03-3581-3351(代表)
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号 [URL]<http://www.env.go.jp/seisaku/list/ozone.html>

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課オゾン層保護等推進室 [電話]03-3501-1511(代表)
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 [URL]http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html

※都道府県のフロン排出抑制法担当部局の連絡先は、環境省ホームページに一覧が掲載されています。

フロン排出抑制法 図解編

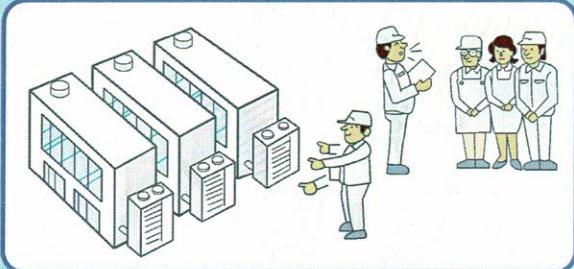
フロン類の使用の合理化及び
管理の適正化に関する法律

機器の所有者は 責任が増加します

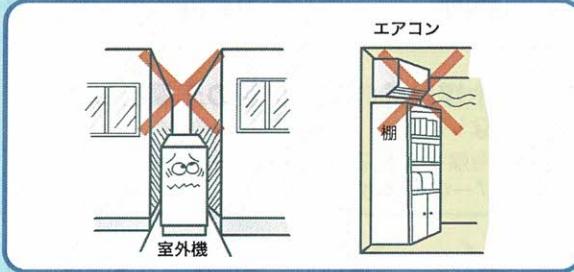
- 管理担当者を決める
- 管理する機器を調査しリストを作る
- 機器ごとに点検・整備記録簿を作成



- 簡易点検する担当者を決める
- 日常的に簡易点検（3ヶ月に1回以上）



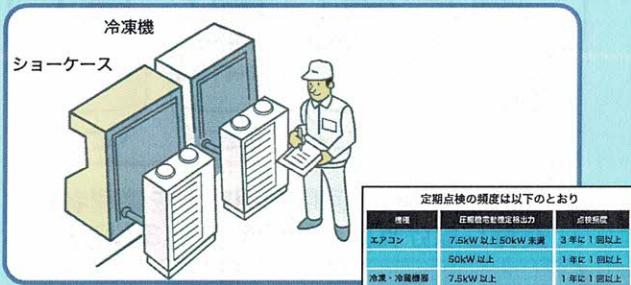
- 適切な設置と適正な使用環境の維持



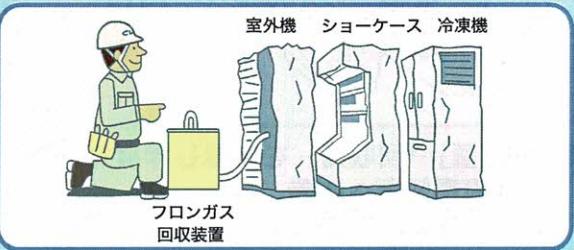
- 漏えいの疑いがあるときは速やかに専門業者に点検・修理を依頼する



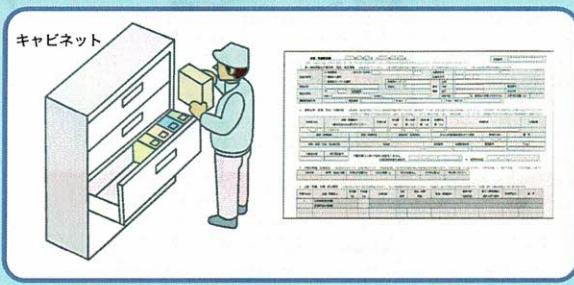
- 専門業者による定期点検を実施



- 機器を廃棄する際はフロンを回収しなければなりません



- 点検・整備記録簿に記録・保存



- 算定漏えい量の報告



罰則（管理者関係）

- 1) 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ①フロンのみだり放出
- 2) 50万円以下の罰金 ①管理者の判断基準違反 ②行程管理票交付違反
- 3) 20万円以下の罰金 ①「管理の適正化の実施状況報告」の未報告、虚偽報告 ②立入検査の収去の拒否、妨げ、忌避
- 4) 10万円以下の過料 ①算定漏えい量の未報告、虚偽報告

フロン排出抑制法 図解編

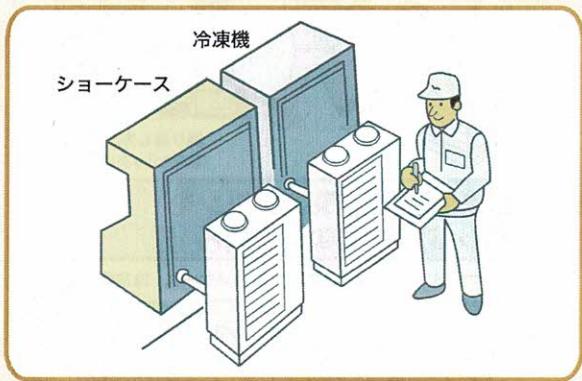
フロン類の使用の合理化及び
管理の適正化に関する法律

冷凍空調設備の専門業者は 役割が拡大します

■ 繰り返し充填の禁止 (修理をせず充填の禁止)



■ 一定規模の機器の定期点検は「十分な 知見を有する者」が実施する



■ 「充填量」「回収量」を記録し年度毎に 都道府県知事へ報告

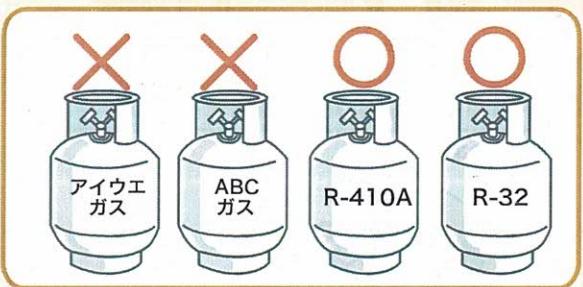


■ 都道府県知事の登録を受けた専門工事 業者以外はフロン類を「充填」「回収」 することはできません (「冷媒フロン類取扱技術者」等が充填を行う)



■ 指定冷媒以外のフロン類の充填をしては ならない

(他の冷媒を入れる時は機器メーカーへの確認や
ユーザーの了承が必要)



■ 「充填証明書」「回収証明書」を管理者に 交付しなければなりません (30日以内)



罰則(充填回収業関係)

- 1) 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ①未登録、虚偽登録 ②業務停止命令違反 ③みだり放出
- 2) 50万円以下の罰金 ①充填基準違反 ②行程管理票交付違反
- 3) 30万円以下の罰金 ①未届出、虚偽届出
- 4) 20万円以下の罰金 ①記録保存義務・虚偽記録違反 ②未報告、虚偽報告 ③立入検査の収去の拒否、妨げ、忌避
- 5) 10万円以下の過料 ①廃業未届出